

### Ⅲ 設立認証申請の提出書類の作成

#### (1) 設立認証申請書

様式第1号（第2条関係）

提出日もしくは郵送日 → 年 月 日

岡 山 市 長 様

申請者 住所又は居所  
氏名  
電話番号

設立総会で選出された設立代表者の個人の住所氏名を正しく記載

申請者の認印で可

印

設立認証申請書

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

1 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人（又はNPO法人）○○○○

2 代表者の氏名 ○○ ○○

3 主たる事務所の所在地 岡山県岡山市○○区○○町○○丁目○番○号  
○○マンション○○○号

4 その他の事務所の所在地 なし

5 定款に記載された目的 この法人は、●●●に対して、△△に関する事業を行い、□□に寄与することを目的とする。

定款の記載と完全に一致させる

定款の記載と完全に一致させる

町名及び番地まで住居表示通り記載する

町名及び番地まで住居表示通り記載する  
その他の事務所は、もれなく記載する  
ない場合は「なし」と記載する

名称の登記には、日本文字、ローマ字、アラビア数字の他、符号として、アンパサンド「&」、アポストロフィー「'」、コンマ「,」、ハイフン「-」、ピリオド「.」及び中点「·」を用いることができる  
なお、括弧やカギ括弧等是用いることができない

設立総会で選出された法人の代表者（理事長、会長等）の氏名を正しく記載

### 【留意点】

- (1) 3及び4には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。
- (2) 申請書には次の書類を添付すること。
  - ① 定款（2部）
  - ② 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（2部）
  - ③ 各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
  - ④ 各役員の住所又は居所を証する書面（岡山市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年市条例第2号）第2条第5項の規定の適用を受ける場合を除く。）〔注〕
  - ⑤ 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
  - ⑥ 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
  - ⑦ 設立趣旨書（2部）
  - ⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
  - ⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部）
  - ⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（2部）

### 【※注】住民基本台帳ネットワークシステムの利用について

NPO法人の設立認証申請に際し、添付書類のうち、役員の住所を証する書面としての住民票の写しが省略できます。（ただし、下記イに該当する場合を除きます。）

### 【注意点】

**ア 本人確認を円滑に行うため、役員名簿には、役員の氏名（フリガナ）・住所・生年月日を住民票どおりに正確に記載してください。**

- 漢字、地番部屋番号等、特にご留意ください。  
（例）漢字の字体は正確に「広」と「廣」、「恵」と「惠」等  
地番部屋番号等は詳しく
- 「〇市〇町1-3-1 403」→「〇市〇町一丁目3番1号△△コーポ403号」
- 役員名簿等に記載されている氏名・住所等で確認できない場合は、住民票コードの提示又は住民票の写しを提出していただきます。

**イ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない海外に住む日本人等については、従来どおり住所を証する書面の提出が必要です。**

※その他、NPO法人に関する次の手続については、住民基本台帳ネットワークが利用できます。

- 役員の変更等届出（役員の新任（任期満了と同時に再任された場合を除く。）の場合）
- 合併認証申請